

久慈川・那珂川における 流域タイムラインのとりくみ

タイムラインを用いた流域連携

タイムラインを用いた流域連携について

令和3年9月に改訂された国土交通省防災業務計画にもとづき、昨年度までに試行として提供した「久慈川・那珂川流域タイムライン」は、河川における洪水対応の骨子として位置づけられます。（本格運用）

このタイムラインは、自治体様のもつ地域防災計画に対応する「市町村タイムライン」や自治会単位の「コミュニティタイムライン」、「マイ・タイムライン」などと相互に連携するものであり、齟齬が生じないように調整する必要があります。（次ページ以降を参照下さい）

今年度は、タイムライン連携のための記載内容の確認や、それぞれのタイムラインを作成する支援を重点的に実施いたします。

• 連携例

- － 流域タイムライン⇒市町村タイムライン
 - 情報伝達タイミングやホットラインのスキーム
- － 市町村タイムライン⇒流域タイムライン
 - 住民避難に関するリードタイムの要件の明確化など

流域タイムラインについて

流域タイムラインの作成・活用」と「WEB会議ツールによる危機感の共有」の推進

防災・減災プロジェクト第2弾(重点推進施策)

＜河川・気象の行動のきっかけとなる情報をまとめた流域タイムラインを作成・活用！＞

- 河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な行動を時系列で整理するタイムラインを、流域などの単位で作成。
- 河川の増水・氾濫時の更なる円滑な防災対応や訓練等に活用することで振り返りによる改善を実施。(不断の改善により防災対応をブラッシュアップ)

＜台風接近時等のWEB会議ツールによる危機感の共有を実施！＞

- 市区町村による避難情報発令などの防災対応を支援するため、河川事務所、気象台のほか、都道府県の河川・砂防部局とも連携し、WEB会議ツールを活用することで防災情報や危機感の共有、流域自治体の対応状況等を関係者で一斉に共有

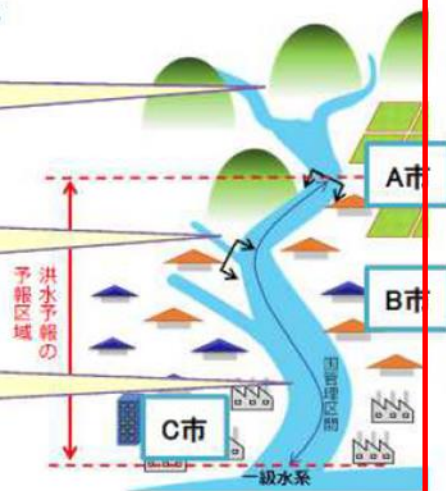
R7重点取組

■ 流域タイムラインのイメージ

流域平均の雨量の実況や予測から数日前から警戒感を高める
(気象台)

支川等の氾濫のおそれ、土砂災害の危険性について共有
(気象台・都道府県河川・砂防部局)

河川水位の実況や予測から氾濫のおそれを共有
(河川事務所・気象台)



■ 水害対応タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等 (策定主体)	タイムライン
流域	国土交通省防災業務計画等 (地方整備局等、事務所等)	流域タイムライン
市区町村	地域防災計画 (市区町村)	作成支援 市区町村タイムライン
地区	地区防災計画 (自治会、自主防災組織)	コミュニティ タイムライン
個人、事業者等	避難確保計画(要配慮者利用施設) 個別避難計画(要配慮者)	マイ・タイムライン



指導者育成

タイムライン連携

国土交通省防災業務計画修正(令和3年9月)の概要(案)

国土交通省 防災業務計画

- ・ 災害対策基本法第36条に基づき、国土交通省が防災に関してとるべき措置などを定めた計画
- ・ 国土交通省が、自然災害や重大事故において、予防、応急対策、復旧・復興の各段階でとるべき諸施策を規定
- ・ 平成14年5月に作成され、直近では令和3年2月に修正

主な修正内容

◆ 関連法令の改正を踏まえた修正

- 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
 - ・ 災害対策本部の見直し
(特定災害対策本部設置、災害発生のおそれ段階での本部設置)
 - ・ 避難勧告・避難指示の一本化
 - ・ 個別避難計画の作成を支援 等
- 流域治水関連法の制定を踏まえた修正
 - ・ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
 - ・ 利水ダム等の事前放流の取組を推進する協議会の創設
 - ・ 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認
 - ・ 洪水ハザードマップの作成を中小河川まで拡大 等
- 踏切道改良促進法の改正を踏まえた修正
 - ・ 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度を創設等
- 鉄道事業法の改正を踏まえた修正
 - ・ 鉄道施設に障害を及ぼすおそれのある植物等の伐採等が可能
 - ・ 災害時の復旧に際し、他人の土地を作業場等として一時使用可能

◆ 昨年度発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

- 令和2年7月豪雨、台風第10号への対応を踏まえた修正
 - ・ 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告を実施(流域治水関連法)
 - ・ リエゾン派遣等によるおそれ段階も含めた連絡体制の確保
 - ・ 気象防災アドバイザーの知見も活用した市町村支援
- 令和2年度の大雪への対応を踏まえた修正
 - ・ 人命を最優先に、躊躇ない広範囲での計画的・予防的な通行止め等により、幹線道路上での大規模な車両滞留を回避

記載例(風水害編)

○地方支分部局は、台風等による大規模水害を想定して、地方公共団体等関係機関と協議のうえ、関係者が事前にとるべき基本的な行動を時系列で整理した水害対応タイムラインを作成するものとする。災害対応後は、作成済みのタイムラインを検証し、改善に取り組むものとする。今後は避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村を対象とした流域タイムラインに見直すこととする。また、「大規模氾濫減災協議会」等を活用して市区町村等が作成するタイムラインとの整合を図ることとする。

◆ その他最近の状況等を踏まえた修正

- 自然災害リスクコミュニケーションの推進
 - ・ 住民等への的確な情報発信、市町村支援の充実等
 - ・ 防災行動計画(タイムライン)の普及・策定推進

タイムラインに関する取組方針

常陸河川国道事務所においては今年度、以下の内容について重点的に取り組みます

- 流域タイムライン
 - － 令和7年度からは本運用として位置づける
- 市町村タイムライン
 - － 市町村様における、洪水対応タイムラインの作成を支援します。
- コミュニティタイムライン(含、要支援者施設タイムライン等)
 - － 作成の要否、内容等についての相談を受けます。
- マイ・タイムライン
 - － マイタイムラインリーダー講習会の開催頻度を増やします。